

保 護 者 各 位

日野市子ども部保育課長 木暮 博
(公印省略)

家庭状況調査（現況調査）の実施について（ご案内）

平素より、日野市の保育行政にご理解・ご協力いただきましてありがとうございます。
さて、市内の保育施設に在籍している0歳児から4歳児クラスまでのお子様を対象に、
令和8年度の保育施設継続利用のための教育・保育給付認定（保育が必要な理由）及び家
庭状況の現況を調査いたします。
つきましては、下記のとおり書類の提出にご協力をお願いいたします。

記

1 提出期限

令和7年12月19日（金曜日）厳守

※締切日までに提出がない、書類に不備・不足がある等により、保育の必要性を認定で
きない場合は、令和8年3月31日付けで保育施設を退所となります。

※期限までに提出できない場合は、必ず市保育課までご連絡ください。

2 提出方法

インターネットによる電子提出（詳細は「現況調査の電子提出について」を参照）

※令和7年度実施分より、全てインターネットによる提出としております。

※兄弟姉妹で市内の認可保育施設に同時に在籍している場合は、世帯で1回ご提出くだ
さい。別の施設に在籍している場合も含みます（3ページ「よくある質問」Q4参照）。

3 提出書類

（1）令和8年度も継続利用を予定している場合

①全員に提出していただく書類 **別表1**

※「保育が必要な理由」を証明する書類を父母それぞれ提出

※ひとり親家庭の方は、前記の証明書類に加えて「不存在（ひとり親）」も参照

②該当者のみ提出していただく書類 **別表2**

（2）令和8年3月末までに退所を予定している場合（市外に転出予定の場合を含む。）

書類の提出は、不要です。「退所届出書」をご提出ください。

※書式は、市ホームページよりダウンロードできます。

※市外に転出予定の方は、別途手続きが必要となる場合があります。

市保育課までお問い合わせください。

別表1 全員に提出していただく書類（保育が必要な理由を証明する書類）

（1か月に48時間以上保育が必要であることが確認できる証明書等）

○**(*)**がついている書類は、市ホームページからダウンロードいただけます。

<https://www.city.hino.lg.jp/kosodate/1028734/1029009/1029053/1029610.html>

○それぞれの書類の有効期間にご注意ください。

○提出書類について、電話等で内容を確認させていただく場合があります。



保育が必要な理由	証明書類
労働 ※産休・育休中を含む	①「就労証明書」(*) ※事業所（雇用主）による記載が必要です。 ※月48時間以上の就労実績が記載されたもの。 ※有効期間：証明日から3か月以内 ②事業内容が分かる書類（自営業・内職の方）【次のいずれか】 「青色申告」「登記簿」「開業届」「請負契約書」「営業許可証」「確定申告」「直近3か月以内の帳簿」「受注票」「売上が確認できる通帳」
疾病・負傷・障害	○疾病・負傷・障害の内容が分かるもの【次のいずれか】 「身体障害者手帳」「精神障害者保健福祉手帳」「愛の手帳（療育手帳）」「自立支援医療受給者証（精神通院）」「特定医療費（指定難病）受給者証」「診断書（保護者が保育にあたれない旨が記載されたもの）」 ※「診断書」の有効期間：発行日から6か月以内
介護	①要介護者の介護度が分かるもの【次のいずれか】 「身体障害者手帳」「精神障害者保健福祉手帳」「愛の手帳（療育手帳）」「自立支援医療受給者証（精神通院）」「介護保険被保険者証」「診断書（介護の必要な期間・介護が必要である旨が記載されたもの）」 ※「診断書」の有効期間：発行日から6か月以内のもので、保護者が保育にあたれない旨が記載されたもの ②「スケジュール表」(*) 介護の状況を確認するため、必ず作成してください。
災害復旧	○「罹災証明書」
就学 （国・都道府県・市町村の職業訓練施設または学校教育法に定める学校等で通学を伴うもの）	①「スケジュール表」(*) ②「学生証」または「在学証明書」 ※在学中の有効期間：発行日から3か月以内 ③「時間割」または「カリキュラム」 *労働もしている場合は、「就労証明書」もご提出ください。
不存在（ひとり親）	○ひとり親家庭であることを証明する書類【次のいずれか】 「離婚届受理証明書」「戸籍謄本」「ひとり親家庭等医療証（親と書いてあるもの）」「育成手当受給証明」「児童扶養手当受給者証」 ※離婚届受理証明書・戸籍謄本の有効期間：発行日から6か月以内 ※離婚前提の別居の場合は、離婚調停中であることを証明する書類を提出してください。

別表2 該当する方のみ提出していただく書類

項目	対象施設・提出書類	
在籍児童の兄・姉（未就学児に限る。）が、右記施設を通所・利用している場合	対象施設	企業主導型保育事業、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、特例保育
	提出書類	在籍証明書（任意様式） ※在籍・入園予定の方は、「入園許可証」など
同一世帯において、右記を所持または受給している家族がいる場合	提出書類	「身体障害者手帳」「精神障害者保健福祉手帳」「愛の手帳（療育手帳）」「障害基礎年金証書」「特別児童扶養手当受給証明書」
里親	提出書類	里親認定通知書

よくある質問

Q 1. インターネットでの提出ができない場合は、どうすればいいですか。

A 1. 市保育課にご相談ください。

Q 2. 学童クラブの入所申込で使用した就労証明書は使えますか（有効期限内に発行）。

A 2. 就労証明書は学童クラブの入所申込と共通様式です。

学童クラブの入所申込時に提出した就労証明書と同じものを写真で撮影してご提出いただけます。

Q 3. 「保育が必要な理由」を証明する書類について、直近で市保育課に提出済みですが、今は手元にありません。どうすればいいですか。

A 3. 次のいずれかに該当する場合は、次ページ（裏面）の写真を撮影して、提出用フォームの「保育が必要な理由」の項目に添付してください。

①令和7年9月1日以降に、変更事項を証明する書類として提出した。

②ご本人または兄弟姉妹の令和8年4月1日付認可保育施設入所・転所申請で提出した。

Q 4. 複数の子どもがおり、認可保育施設（教育・保育給付認定）と幼稚園・認可外保育施設（施設等利用給付認定）に在籍しています。現況調査は、それぞれで提出が必要ですか。

A 4. 提出フォームは共通のため、世帯で1回の提出で構いません。

【書類郵送先（私書箱）】

〒191-8686

日野市神明 1-12-1

日野市子ども部保育課相談受付係

【問合せ先】

日野市神明 1-13-2

日野市子ども包括支援センターみらいく 1 階

子ども部保育課相談受付係

電話 042-514-8637

直近で、市保育課に「保育が必要な理由」を証明する書類を提出済みの方へ

該当する項目にご記入いただき、このページを写真に撮って提出用フォームに添付してください。

☐ 令和7年9月1日以降に、変更事項を証明する書類として提出しました。

☐ 本人または兄弟姉妹の令和8年4月1日付の認可保育施設入所・転所申請で提出しました。

☐ 本人の転所申請

☐ 兄弟姉妹の入所・転所申請

フリガナ 氏 名	生年月日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日